

大阪府立漕艇センターの管理運営業務協定書

1. 業務名称	大阪府立漕艇センター管理運営業務
2. 履行場所	大阪府高石市高砂1丁目 大阪府立漕艇センター
3. 指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

大阪府（以下「甲」という。）は、一般社団法人大阪ボート協会（以下「乙」という。）と、地方自治法（昭和22年法第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び大阪府立漕艇センター条例設置条例（昭和59年大阪府条例第9号。以下「条例」という。）第4条に規定する指定管理者として、大阪府立漕艇センター（以下「センター」という。）の施設の管理運営に関する協定を締結する。

両者は、本協定とともに、甲が実施した「大阪府立漕艇センター 指定管理者募集要項」に定める事項が適用されること並びに指定管理者申請に際して提案した内容について誠実に履行することをここに確認する。

（総則）

第1条 甲は、センターの管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定する。

2 乙は、法その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びに本協定に基づき、当該業務を実施しなければならない。

3 前項に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定める。

（使用目的）

第2条 乙は、センターを「公の施設」として、関係条例の趣旨、府施策との調和を図ったうえで、指定申請時において提示した使用目的で直接使用しなければならない。

但し、申請時に直接使用しないことをあらかじめ提示している場合及び業務の効果的効率的な遂行上必要なものとして書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（指定期間）

第3条 乙は、本協定が終了したとき（指定期間が満了したとき又は第25条に規定する指定の取消しがあったときをいう。以下同じ。）に管理運営業務を終了し、再び指定管理者として業務を行わない場合は、センターを明け渡さなければならない。

2 管理運営業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（基本的な業務の範囲）

第4条 センターの管理運営における業務の範囲は次に掲げる事項とする。

（1）センターの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務

（2）センターの維持及び補修に関する業務（ただし、別紙4に掲げる「リスク分担表」の範囲に限る。）

（3）前2号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認めて乙に指示する業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙3「管理業務の仕様書（以下「仕様書」という。様式省略）」に定めるとおりとする。

3 センターは、法第244条の2第8項及び第9項に規定する利用料金制を採用しており、乙は、当該利用料金を自らの収入として業務を行うものとする。

（指定管理者の責務）

第5条 乙は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行うとともに災害状況等を速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。また、乙はあらかじめ甲と協議の上、危機管理マニュアル（各施設ごとの名称による）を整備すること。

2 乙は、管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、

速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(業務を継続できないおそれが生じた場合の対応)

第6条 乙は、管理運営業務を継続することができないおそれが生じた場合には、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

2 前項の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、管理運営業務を継続することができないおそれが生じたときには、甲は、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

(電気主任技術者の選任及び届出等)

第7条 乙は、センターの自家用電気工作物の保安の監督をさせるため、電気主任技術者を選任し、所轄庁に届け出るものとする。

2 乙は、センターの自家用電気工作物について、電気事業法第39条第1項（技術基準の遵守）の義務を果たすものとする。

3 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、乙が選任する電気主任技術者の意見を尊重する。

4 乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関し、これらに従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うことを確保する。

5 乙は、電気主任技術者を選任する際に、選任対象者（電気主任技術者）が当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務を、誠実にを行うことを確保する。

(事業計画の内容)

第8条 乙は、次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、乙に対し、必要な指示をすることができる。

(事業報告書等の提出書類の内容)

第9条 乙は、当該事業年度の翌年度の6月末日までに事業者としての貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュフロー計算書（以下「計算書等」という。）を提出しなければならない。乙は、計算書等を提出する際、書面により公認会計士の監査結果を併せて提出しなければならない。但し、乙は複数の株式会社による任意団体であることに鑑み、計算書等は乙の構成団体各々の計算書等を提出するものとする。

2 乙は、センターの各年度四半期毎の利用者数、施設利用状況、保守点検実施状況及び収支状況（管理運営業務及び自主事業）を記載した事業報告書を書面により各四半期終了後30日以内に甲に提出しなければならない。

なお、第4四半期の事業報告書には組織体制、勤務体制、個人情報保護及び情報公開の実施状況並びに人権研修の実施状況を記載した管理体制報告書及び就職困難者雇用実績報告書等行政の福祉化に係る報告書を添付するものとする。

3 甲は、管理運営業務の適正を期するため、必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第10項の規定により事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、乙に対して説明を求め、実地調査し、必要な指示をすることができる。

4 乙は、甲が管理運営業務の適正化、効率化を図るために必要と認めたその他の書類について、甲の求めに応じて提出しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第10条 管理運営業務に必要な備品等の購入費用は、乙が負担する。

2 前項に基づき乙が購入した備品等は、本協定が終了した後、すべて甲が所有するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙が所有するものとすることもできる。

- 3 乙は、第1項の規定により購入した備品等は大阪府財務規則（昭和55年3月31日大阪府規則第48号）第6章に準じ管理するものとする。
- 4 乙は、第1項の規定により購入した備品について、次条の規定により甲から無償貸与された備品及び乙所有の備品と区別して管理しなければならない。

（甲による備品等の貸与）

- 第11条 甲は、管理運營業務を遂行するために別紙6の「貸与物品リスト」に示す備品等を乙に無償貸与するものとする。
- 2 乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、各年度9月末日及び3月末日における貸与物品の保管状況を甲に書面により報告しなければならない。なお、乙は、甲所有の備品と乙所有の備品を区別して管理するものとする。
 - 3 乙は、貸与物品が修理可能な範囲でき損、汚損した場合は乙の負担により修理し、常に良好な状態に保つものとする。
 - 4 乙は、乙の故意又は過失により貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
 - 5 乙の故意又は過失によらずして、貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲は自己の判断により当該貸与物品を補充することができる。なお、乙は、貸与物品を廃棄しようとするときは、文書により事前に甲の承諾を得なければならない。
 - 6 甲は、甲の発意により備品、用具、機器、装置、材料等を購入し、乙に貸与する場合は、その旨通知するものとする。この場合、本条各号の規定が適用されるものとする。
 - 7 本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、乙は貸与物品を甲の指定する日までに甲の指定する方法で返還しなければならない。

（リスク負担）

- 第12条 指定期間中に発生するリスクの分担については、別紙4のとおりとする。ただし、別紙4に定める以外の事項については甲乙協議により決定するものとする。
- 2 乙は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲の文書による承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合の必要最低限度の維持補修については、事後速やかに甲に文書により報告するものとする。
 - 3 甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設の性格や趣旨を損なうおそれがあると認めるときは、承認しない。
 - 4 乙は、甲の承認による造作その他の費用を乙が投じた場合において、甲に対して買取や返還などの請求権を行使することはできない。
 - 5 法令改正により、施設利用者の生命身体の安全を確保するための施設躯体の改修が必要となった場合に限り、改修に要する費用を甲が負担し、その他の必要となった維持補修の場合は、乙が負担する。

（賠償責任保険）

- 第13条 乙は、管理運營業務を開始する日までに、次に掲げる内容と同等以上の保険契約を締結し、指定期間中、当該保険契約に引き続き加入しなければならない。なお、保険契約を締結するにあたり、甲を追加被保険者とするものとする。

（1）施設賠償責任保険

- （ア）対人賠償1事故につき：3億円、1名につき：1億円
- （イ）対物賠償1事故につき：3億円

（2）昇降機賠償責任保険

- （ア）対人賠償1事故につき：3億円、1名につき1億円
- （イ）対物賠償1事故につき：3億円

- 2 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、管理運營業務を開始するまでに、保険証券およびその他その内容を証する書面を甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更する場合も、前第1項の規定を満足させる範囲で更新又は変更するものとし、更新又は変更後3営業日以内に更新または変更にかかる保険証券およびその

他その内容を証する書面を甲に提出するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、当該管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第60号）及び別記「個人情報取扱特記事項」により取り扱うものとする。

2 乙が第4条に規定する業務に伴い取得した保護法第60条第1項に規定する保有個人情報に関して、当該保有個人情報が本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、当該管理運営業務の処理上知りえた秘密を第三者に漏らし、又は管理運営業務の執行以外の目的に使用してはならない。本協定が終了した後も同様とする。

2 乙は、自己の使用人その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。

3 乙は、第1項の秘密に属する管理運営業務内容等を他人に閲覧させ若しくは複写させ又は譲渡してはならない。本協定が終了したときは、甲の指示に従い、かかる秘密情報が含まれる一切の媒体を返却または廃棄するものとする。

(文書管理)

第16条 乙は、当該管理運営業務に関し作成する文書について、事務能率の向上に役立つよう常に正確かつ迅速に取り扱い、適正に管理しなければならない。

2 前項の文書の保存期間等については、大阪府行政文書管理規則（平成14年規則第122号）の規定に準じるものとする。

3 乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、必要な文書を引き継がなければならない。

(個人情報、データ等の管理)

第17条 乙は、当該管理運営業務の履行に際して入手した個人情報、データの管理に当たり、漏洩、滅失、き損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

2 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、本協定書を甲のホームページに掲載するものとする。

(情報セキュリティ対策の実施)

第18条 乙は、当該管理運営業務の履行に際しては、別記2「情報セキュリティに係る指定管理者が遵守すべき事項について」により、対策を実施するものとする。

(情報公開)

第19条 乙は、当該管理運営業務に関し甲が指定する書類をセンターに備えておき、一般の閲覧に供するものとする。

2 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、甲のホームページに掲載するものとする。

(人権研修の実施)

第20条 乙は、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

(モニタリング（点検）の実施)

第21条 甲は、大阪府附属機関条例（昭和27年12月22日大阪府条例第39号）第2条第2項に基づき大阪府教育委員会が設置した大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会（以下「指定管理者評価委員会」という。の意見を踏まえた評価表を作成する。

2 乙は、甲から示された評価表の各評価項目について自己評価を行い、評価結果を甲に報告するものとする。

3 甲は、乙から提出された評価表をもとに、各項目ごとの評価及び年度評価を行い、評価結果を指定管理者評価委員会に報告し、対応方針を策定し、次年度以降の事業計

画等に反映する。

- 4 甲は、指定期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況とを踏まえた総合評価を行い、指定管理者評価委員会に報告する。
- 5 甲が行う総合評価結果が最低評価であった場合には、次回の指定管理者選定時における乙の採点評価については「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10%の減点率を乗じるものとする。

(利用者満足度調査の実施)

第22条 甲と乙は、施設満足度を高めるため協力して、「公の施設等における利用者満足度調査」を実施するものとする。

(審査請求の取り扱い)

第23条 乙がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、法第244条の4の規定により取り扱うものとする。

(原状回復)

第24条 乙は、管理運営業務を実施するために、センターの内装の模様替え等、既存諸施設の形質変更又は新たな施設整備（以下「模様替え等」という。）を行おうとするときは、事前に書面による甲の承認を得なければならない。

- 2 前項の模様替え等に要する経費は、乙が負担する。
- 3 乙は、本協定が終了したときは、破損又は汚損した部分を現状に回復するものとする。但し、施設等の価値を高めた場合又はやむを得ないと認められる場合において、甲の承認を得たときは原状回復を不要とする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

(甲の指定取消し)

第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理運営の業務又は経理の状況に関する甲の指示に従わないなど、乙による本協定の重大な違反行為が甲によって認められるとき。
 - (2) 本条例第7条第1項各号に掲げる基準に適合しなくなると甲が認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、諸般の事情を考慮し、公共政策上、乙に継続して管理運営業務を行わせることが困難であると甲が認めるとき。
- 2 前項の規定により指定を取り消したときは、乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議してこれを定める。
 - 3 第1項の規定により指定を取り消した場合において、乙が業務を実施した相当部分を超える指定管理料を甲から受け取っている場合は、超えた部分の指定管理料を甲に返還するものとする。

(暴力団等の排除)

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 乙の役員等（乙の法人の役員又はその支援若しくは営業所を代表する者、又は、経営に事実上参画している者）が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - (3) 乙の役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財政上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - (4) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定により、指定を取消された場合において、第23条第2項を準用する。
 - 3 第1項の規定により指定を取消されたときは、乙はそれによって生じた甲の損害の

賠償につき、次条の規定を準用する。

(損害の賠償)

第27条 乙は、管理運営業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、必要な保険に加入し、当該保険の契約内容を証する書面を甲に提出しなければならない。

3 第1項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(自主事業)

第28条 乙は、甲の承諾を得て本施設の設置目的等を損なわない範囲において、乙の責任と費用により、本業務の実施効果を高める付带的サービスを実施することができる。

(第三者への委託の禁止等)

第29条 乙は、管理運営業務の全部または主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、管理運営業務の一部（主要な部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

3 乙は、前項の承諾を得ようとするときは、第三者に委託等を行う業務の内容・範囲、受任者又は下請負人の所在地・業者名・代表者名、契約予定金額その他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。

4 第2項の場合において、乙は、次に掲げる者を受任者又は下請負人としてはならない。

(1) 入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。）

(2) 入札参加除外の措置を受けている者

(3) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第9条第1項に規定する誓約書違反者として指定された者

(4) 役員等（受任者又は下請負人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受任者又は下請負人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められる者

(5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

5 乙は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。

6 甲は、乙が第4項各号のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

(不当な要求に係る報告等)

第30条 乙は、契約の履行にあたって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、甲への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。

2 報告・届出は、前項の要領に定める不当介入等報告・届出書により、速やかに、甲に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。

3 乙は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

4 報告・届出を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

(指定の辞退等)

第31条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、あらかじめ理由を明示した書面により、甲に申し出なければならない。

2 前項の場合において、甲は、乙と協議の上、その処置を決定するものとする。

(施設等の利用)

第32条 甲は、管理運営業務を遂行するために必要な施設等を、無償で乙に利用させるとともに、乙も公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(地位及び権利義務等の継承の禁止)

第33条 乙は、指定管理者の地位を第三者に継承させ、譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

2 乙は、前項に規定するもののほか、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に継承させ、又は譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

(著作権の帰属)

第34条 乙が管理運営業務により行った印刷物の刊行、写真撮影等によって生じる著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第15条の規定によるものとする。

2 乙は、本協定が終了したときは、自主事業を除き、前項の著作権を著作権法第61条の規定により、同法第27条及び第28条に規定する権利を含めて、甲に無償譲渡するものとし、当然に甲に帰属するものとする。

3 乙は、本業務に従事する自己の使用人その他の関係人に対し、前2項の趣旨を周知し、その同意を得るものとする。

(重要事項の変更の届出)

第35条 乙は、その定款、事務所の所在地又は代表者に変更等があったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第36条 乙は、管理運営業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備しなければならない。また、諸規則、体制票等を甲に届け出なければならない。

(ネーミングライツ等)

第37条 センターのネーミングライツ（施設の名称又は愛称を付与する権利をいう。）は

甲にのみ帰属し、甲がネーミングライツの行使により、当センターの愛称を定めた際には、乙は甲及び甲の契約の相手方と緊密な連携及び協力を行うものとする。

2 乙は、甲が前項以外の広報に関する提案の募集及び許可をした際には、管理運営業務に支障のない範囲内において協力を行うものとする。

(業務の引継ぎ方法)

第38条 乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 前項の場合において、乙は、甲又は甲の指定するものがセンターの管理運営業務に関して業務に係る情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。

3 管理運営業務の引継ぎのために要する費用は、乙が負担するものとする。

4 その他の管理運営業務の承継に当たって必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(所轄裁判所)

第39条 本協定に関する準拠法は日本法とし、本協定に関して紛争が生じた場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(協議)

第40条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和8年4月1日

(甲) 大阪市中央区大手前二丁目
大阪府
代表者 大阪府教育委員会
教育長 水野 達朗

(乙) 大阪市北区天満二丁目3番10号VIP関西センター8階
一般社団法人 大阪ボート協会
会長 酒井 靖

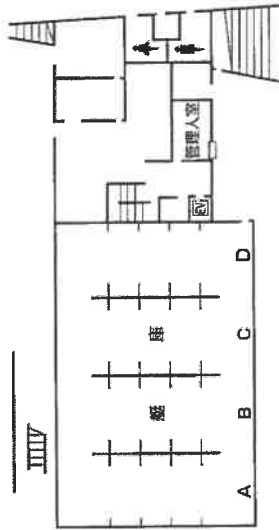
物件の表示

- 1 名称 大阪府立漕艇センター
- 2 物件
 - (1)所在地 大阪府高石市高砂1丁目
 - (2)土地 4,428㎡(A棟とB棟の合計)
 - (3)建物 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
規模 建築面積 1,835㎡
延床面積 2,711㎡
 - (4)施設 艇庫、会議室、休息室、トレーニング室
 - (5)附帯施設 クレーン、栈橋
- 3 施設管理区域 別添図面のとおりに

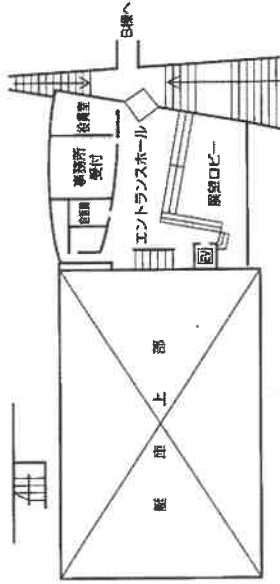
艇庫平面図

A棟(増築)艇庫

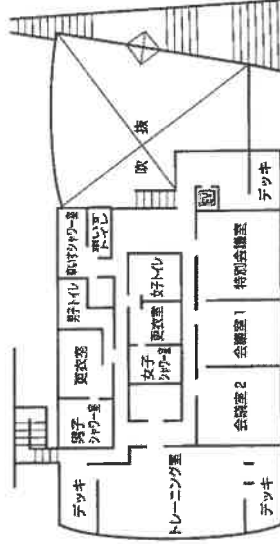
1階



2階

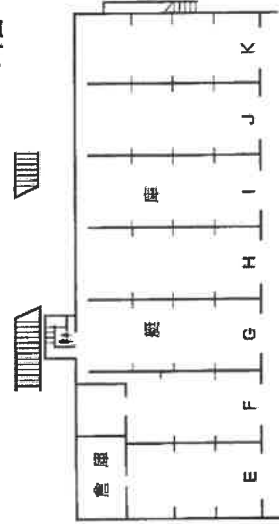


3階

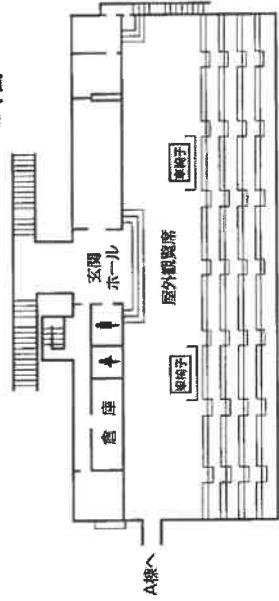


B棟艇庫

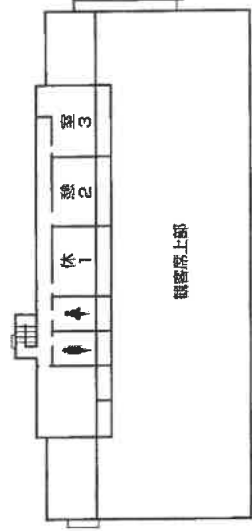
1階



2階



3階



管理運営業務に係る情報の公表の実施に関する要領

1 目的

この要領は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)が行う公の施設の管理運営業務に係る情報について、その公表の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 公表する情報

乙は、次の(1)から(7)に掲げる資料をセンターに備えつけ、一般の閲覧に供すること。ただし、大阪府情報公開条例第8条及び第9条に該当すると認められる部分がある場合は、当該部分を削除の上公表する。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 管理体制計画書
- (5) 本協定書
- (6) 各年度の事業報告書
- (7) 各年度の事業計画書

管理運営業務の仕様書

<センター管理運営業務>

- (1) センター貸出に係る申請手続き、利用方法諸手続きの説明
- (2) 各種高い、イベント等の事前打ち合わせ及び日程調整に関すること
- (3) 申請受付承認業務
- (4) 利用料金徴収業務
- (5) センター貸出に係る業務の進行管理
- (6) トレーニング室等管理運営業務
- (7) 貸艇庫、貸艇の管理運営業務
- (8) 総合案内業務
- (9) 附帯設備貸出補助及び雑業務
- (10) 広報誌の企画、発行等広報業務
- (11) 漕艇センターのホームページ作成、更新業務
- (12) 諸設備、体育器具、備品等の管理、点検立合、補修指示等
- (13) 災害時等の危機管理対応業務
- (14) 大阪府との調査・照会・報告等の調整窓口業務
- (15) 事務室管理運営業務（利用者の受付・苦情対応含む）
- (16) 自主事業の日程確定、運営業務
- (17) その他センターの円滑な管理運営に必要な業務
 - ①鍵の保管及び受け渡しの実施
 - ②第三者の立入工事等の記録
 - ③拾得物、紛失物の処理手続き
 - ④ロッカーの点検確認
 - ⑤開門、閉門
 - ⑥盗難、傷害等の防止及び措置
 - ⑦急病人、負傷者に対する応急処置
 - ⑧救急病院への通報依頼処置
 - ⑨AEDの管理
 - ⑩各室の最終施錠の確認
 - ⑪備品・消耗品の管理保管
 - ⑫日誌等の記録作成報告
 - ⑬その他の雑業務

<センター施設・設備維持管理業務>

- (1) 電気及び機械設備運転保守管理業務
- (2) 警備保安業務
- (3) 清掃業務（植栽管理含む。）
- (4) 設備機器法定点検及び環境衛生業務
- (5) 設備機器定期点検業務
- (6) その他円滑な運営に必要な業務

<自主事業>

- ・施設の空きスペース等を利用した施設活用事業（ボート教室等の日程確定、運営）

リスク分担表 (○印が、リスク負担者)

種類	内容	負担者	
		大阪府	指定管理者
法令の変更	管理運営業務に影響のある法令の変更(他の項目に記載されているものを除く)		○
金利・物価	金利および物価の変動		○
許認可の取得	管理運営業務に必要な許認可取得の遅延		○
資金調達	必要な資金確保		○
周辺地域・住民・利用者への対応	施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応 地域との協調		○
安全性の確保	管理運営業務における安全性の確保及び周辺環境の保全(応急措置を含む)		○
第三者賠償	維持管理・運営において第三者に損害を与えた場合		○
管理運営業務および事業の中止・延期	大阪府の責任による中止・延期	○	
	法令その他制度の変更等のために府の建物所有が困難になったことによる中止	○	
	指定管理者の責任による中止・延期		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請コストの負担		○
引継コスト	前指定管理者からの施設運営の引継ぎおよび指定管理者交代に伴う新指定管理者への引継ぎに必要なコストの負担		○
改修・維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の改修		○
	大阪府の発意により行う施設・設備・外構の改修	○	
	施設・設備・外構の保守点検、法定点検、日常の維持補修及び小規模の災害による維持補修		○
	施設・設備・外構の経年劣化によって必要となる大補修	○	
	指定管理者の責によって必要となる施設・設備・外構の補修		○
	法令改正により必要となった施設躯体の維持補修(施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合)	○	
	大規模な災害を原因とする施設・設備・外構の補修 第三者による事故等を原因とする施設・設備・外構の補修	○	○
宣伝広告	管理運営業務に関する一切の宣伝・広告費		○
資料の作成	大阪府の求めによる管理運営業務に関する資料の作成		○
運営の改善	指定管理者評価委員会の提言等に基づく改善(施設躯体にかかるものは除く)		○
天災他不可抗力による事業中止等	大規模な災害等による事業中止等	協議事項	
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振もしくは利用料収入等収益の減少		○

納付金に関する規定

第1 納付金の取扱い

乙が甲に支払う納付金は第2 納付計画のとおりとし、その算定は下表（以下「算定表」という。）のとおりとする。なお、年度毎に次の各号の規定に基づき順次精算を行うものとする。

(単位：千円)

算定表	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
総収入 (A)	12,976	12,976	12,976	12,976	12,976
事業収入	10,200	10,200	10,200	10,200	11,036
その他収入	2,776	2,776	2,776	2,776	1,200
総支出 (B)	12,954	12,954	12,954	12,954	12,954
人件費	3,245	3,245	3,245	3,245	3,143
光熱水費	4,506	4,506	4,506	4,506	3,130
消耗品費	264	264	264	264	200
宣伝広告費	0	0	0	0	30
通信運搬費	291	291	291	291	200
基本修繕費 ^(※1)	600	600	600	600	600
修繕費・備品費	26	26	26	26	1,786
手数料	336	336	336	336	300
委託料	2,669	2,669	2,669	2,669	2,648
公租公課費	0	0	0	0	310
賃貸料	0	0	0	0	0
施設整備費	135	135	135	135	100
その他	878	878	878	878	26
府への納付金	0	0	0	0	0
損益 (C = A - B)	22	22	22	22	22

(※1) 基本修繕費に要する費用として指定管理者募集要項に定めた額。

(1) 各年度の実績における基本修繕費が算定表の基本修繕費^(※1)を下回った場合は、その下回った額を乙が甲に支払う納付金に加算するものとする。

(2) 本協定に基づき、甲が責任を負う休止及び甲の発意によって生じた新たな工事・事業の実施によりセンターを休止(センターの一部施設の休止を含む。)した場合、甲は次の計算式により得た額(影響額)を納付金から減額することができるものとする。

1. センターの全部を休止した場合

過去3カ年平均の総収入 (A)

－ 過去3カ年平均の(管理運営経費+自主事業経費) (B) = 損益額 (C)

当該年度の総収入 (D)

－ 当該年度の(管理運営経費+自主事業経費) (E) = 損益額 (F)

(C) - (F) = 影響額 (G)

甲への納付金 = 当該年度の(納付計画額+上記(1)号) - 影響額 (G)

2. センターの一部施設を休止した場合

過去3カ年平均の一部休止した施設の総収入 (H)

- 過去3カ年平均の一部休止した施設の(管理運営経費+自主事業経費)(I)
- = 一部休止した施設の損益額(J)

当該年度の一部休止した施設の総収入(K)

- 当該年度の一部休止した施設の(管理運営経費の+自主事業費)(L)
- = 一部休止した施設の損益額(M)

$$(J) - (M) = \text{影響額}(N)$$

$$\text{甲への納付金} = \text{当該年度の(納付計画額+上記(1)号)} - \text{影響額}(N)$$

- 注1) 影響額は、第2 納付計画の当該年度の納付金額を限度とする。
 注2) 当該年度と過去3カ年で消費税及び地方消費税の税率が異なる場合は、当該年度の税率に合わせて積算修正することとする。
 注3) 当該年度と過去3カ年で条例改正により利用料金の単価が異なる場合は、当該年度の単価に合わせて積算修正することとする。

(3) 各年度の実績における総収入額が総支出額を上回った場合は、次のaの該当する区分に応じて、右欄の計算により、一定の割合を当該年度の乙が甲に支払う納付金に加算するものとする。

	当該年度の利益額	甲への納付金に加算する額
a	100万円以上の場合	利益額の5%

第2 納付計画

年度	納付金	納付時期
令和8年度	0円	翌年度の5月
令和9年度	0円	翌年度の5月
令和10年度	0円	翌年度の5月
令和11年度	0円	翌年度の5月
令和12年度	0円	翌年度の5月

大阪府立清艇センター 貸与物品一覧 (確定版)

品 種 ・ 品 目	品 名	規 格	数 量	備 考	
家具什器類 卓子類	応接机		2		
	両袖机		1		
	片袖机	KMK SDPBS10	3		
	脇机		2		
	平机	コクヨ BTT313A3	1		
	会議机	UCHIDA ・ ITOKI	29		
	折りたたみ机	アイティーオー	10		
椅子類	回転椅子		3		
	小椅子	UCHIDA MP-140 ・ コクヨ	77		
	折りたたみ椅子	コクヨ	22		
	長椅子		5		
	応接用椅子	ロビー	7		
戸棚類	陳列戸棚	スチール棚R型	1		
	書類保管庫	コクヨ S-D33556FIC他	6		
	物置	イナバ物置 NEXTA大	2		
	ロッカー	コクヨ・他	17		
箱類	金庫	コクヨ 96W0092011N ・ UCHIDA NE-190D	2		
	下駄箱	コクヨ SX-K4F1N	1		
ちゅう房器具	湯沸器	NORITZ GQ-520MW (LP)	1		
冷暖房器具	エアコン	ダイキン S28XTES-W	1		
運動及び娯楽用具	アジャストベンチ	テクノジム	1		
	マルチケーブルタワー	Senoh	1		
	アルミポートベースゴムウケ	台車	2		
	マルチプレスマシン		1		
	ワットバイク		2		
	オール	スターラインジャパン	4		
	エルゴメーター	concept 2 D/PM5	4		
	ライフジャケット	オーシャンライフJr-1S型	8		
	ライフジャケット	オーシャンライフJr-1M型	8		
	トレーニングマシン・ベンチ	TECHNOGYM 型番BK5912, No. 602019003	1		
	その他器具類	チューナーユニット	TOA	1	
オール		桑野造船	36		
ブイ		コースプイAW0234φ150 (ナイロンロープ、フランチハンガー別売)	284		
かさ立て		コクヨ	1		
くず入れ		コクヨ	2		
サニタリーボックス		ステンレス ペダル ベール 3L カリス2 H-2283	1		
消火器		ヤマト YA-10X	28		
消火器		モリタ NEA10B	1		
テレビ		SONY KDL-22CX400	1		
製氷機		ホシザキ IM-20CM	1		
製氷機		ホシザキ IM-25M-1	1		
製氷機		型名 F1C-A95KV2 No. 8B - 00047	1		
掃除機			1		
表彰盆	メーカー不明	1			
家具什器類 計			585		
機械器具類	ストップウォッチ	セイコー 10BAR - 3BAR	6		
計測測量器具類	体重計	Senoh LA9200	1		
医療機器類	AED (自動体外式除細動器)	CU-SP1	1		
機械器具類 計			8		
車 両 類	車椅子	PARAMOUNT BED K310-96C	1		
	車椅子	松永製作所ホストコアシリーズ NEXT-11B	2		
	手押運搬車		1		
	スカル用架台車		2		
	専用台車	長さ2.6m×幅1.2(最大1.6)m (株式会社大阪マリン製)	1		
	和船用台車	長さ2.6m×幅1.2(最大1.6)m (有限会社有路鉄工)	1		
	車 両 類 計			8	
船舶類	シングルスカル競漕艇	桑野造船他	10		
	船舶類	ダブルスカル競漕艇	桑野造船他	11	
		シェルフォア艇	桑野造船他	14	
	ナックルフォア競漕艇	桑野造船他	5		
	モーターボート	ヤマハ発動機 P-17S	1		
	モーターボート	カタマラン (イトケンテクノ株式会社製)	1		
	ゼニフロートX		25		
	和船 (審判・監視艇)	和船 W-18EF、エンジン F20GWH (ヤマハ製)、法定備品含む	2		
	船 船 類 計			69	
	織 雑 類	テント	イージーアップ	2	
織 雑 類 計			2		
雑 品 類	雑 品 類	高砂製作所 MF-18T ・ 他	2		
	雑 品 類	製造不明	1		
	雑 品 類	ITOKI BBSP-12FS-TE	2		
	雑 品 類	アルミ樹脂複合版 3mm W2200×H1200×D50	1		
	雑 品 類	ANS65 スクーアストレッチャー	1		
	雑 品 類	FAX付電話機	パナソニック KX-PD360DL-W (子機1台付き)	1	
雑 品 類 計			8		
合 計			680		

(指定管理者⇒大阪府)

誓 約 書

大阪府と、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び大阪府立漕艇センター条例第 4 条に規定する指定管理者として、大阪府立漕艇センターの管理運営業務協定書を締結するに当たって、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
1	大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）第 3 条第 1 項各号のいずれにも該当しません。	
2	大阪府から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。	
3	本誓約書その他の大阪府に提出した書面を、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	
4	<p>次の事項について遵守します。</p> <p>① 下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。</p> <p>② 下請契約又は再委託契約を締結する前に、指定管理者は大阪府の書面による承諾を得る必要があります。</p> <p>③ 下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約をする前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。</p> <p>④ 下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当することとなったとき又は誓約書違反者となったときは、その下請契約等の解除を求めなければいけません。</p> <p>（あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。）</p> <p>⑤ 指定管理者として施設を管理運営するに当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに大阪府に報告してください。</p> <p>※下請負人には第 2 次以下の下請契約または再委託契約の当事者を含みます。</p>	□

(注) 上記の内容を確認した上で、チェック欄の口にレ点を記入してください。

大阪府知事 様

令和 年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

※代表法人、その他の構成員のいずれも記名すること

次の者は、「規則第 3 条第 1 項各号」に該当します。

- ① 暴力団員
- ② 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥ 役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(第28条関係 下請け業者⇒指定管理者)

誓約書

私は、大阪府立漕艇センター指定管理者からの契約を受注するに当たり、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
1	大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）第3条第1項各号のいずれにも該当しません。	
2	大阪府から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。	
3	本誓約書その他の大阪府に提出した書面を、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。	
4	次の事項について遵守します。 ① 下請契約又は再委託契約を締結する前に下請負人に誓約書を提出させなければいけません。誓約書を提出しない者を下請負人としてはいけません。 ② 下請契約又は再委託契約を締結する前に、下請負人の所在地・業者名・代表者名、契約予定金額その他大阪府が必要とする事項を、指定管理者を通じて、書面により大阪府に通知する必要があります。 ③ 下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約をする前に、相手方が入札参加除外者又は誓約書違反者に該当しないことを確認してください。 ④ 下請契約、再委託契約、資材原材料の購入契約等の契約を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に規則第3条第1項各号のいずれかに掲げる者に該当することとなったとき又は誓約書違反者となったときは、指定管理者からその契約の解除を求められます。 （あらかじめ、契約書に暴力団排除条項を盛り込んでおく等の対応が考えられます。） ⑤ 指定管理者との契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに大阪府に報告してください。 ※下請負人には第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含みます。	<input type="checkbox"/>

(注) 上記の内容を確認した上で、チェック欄の口にレ点を記入してください。

大阪府知事 様

令和 年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

次の者は、「規則第3条第1項各号」に該当します。

- ① 暴力団員
- ② 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ③ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない金品等の利益又は役務の供与をした者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑥ 役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者
- ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

管理運営等マニュアル

危機管理対応マニュアル
緊急時における 110 番への通報、緊急時における 119 番への通報、施設毎の停電・地震・火災・台風対応、テロ対策、災害時における館内放送、盗難対応、苦情対応、不審者・不審物対応、緊急連絡体制・緊急連絡網
個人情報保護マニュアル
責任体制の整備、作業責任者等の届出、教育の実施、個人情報の適正管理、収集の制限、目的外利用・提供の禁止、複写・複製の禁止、資料等の返還等、廃棄、調査、事故発生時における報告
利用料金の還付・減免の基準
還付基準、減免基準、障がい者団体利用対応
施設利用対応マニュアル
艇庫、会議室、休息室、トレーニング室
施設設備管理業務マニュアル
施設設備管理業務、施設設備運営業務指針、施設設備管理業務指針、設備点検表
その他
乙は、上記のほか管理運営業務に必要な諸規則を整備した場合は、大阪府へその内容を届け出るものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(秘密の保持)

第4 乙は、この協定による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせはならない。この協定が終了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この協定による事務の一部を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 甲は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

(1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

(2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報

報の保管

- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

（取得の制限）

第9 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第11 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この協定による事務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第12 乙は、この協定による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この協定終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（廃棄）

第13 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査及び報告）

第14 甲は、乙が協定による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（事故発生時における報告）

第15 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指定の取消し）

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、指定を取り消すことができるものとする。

（損害賠償）

第 17 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

第 6 第 2 項関係 甲が再委託を承諾する場合に付する条件例

- (1) 乙は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1) の場合、乙は、再委託先に本協定に基づく一切の義務を順守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 乙は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3) の場合、乙は、甲自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

(注) 再委託先が再々委託を行う場合以降についても、同様の条件を付すること。

第 8 (1) 関係 個人情報管理台帳 (例)

項目	内容
受託業務名	
受領年月日	
大阪府庁担当部局・担当者名	
個人情報が記録されている媒体・数量	(例) 紙 ○○枚、光ディスク○○枚
主たる個人情報の種別	(例) 申請者の氏名・住所・電話番号
個人情報の保管場所	(例) ○○室内鍵つきロッカー
管理責任者名	
作業従事者名・所属部署	
作業場所	
作業場所からの持出しの有無	(「有」の場合、持出管理簿等を別途作成)
複写の有無	(「有」の場合、複写管理簿等を別途作成)
廃棄・返却年月日	
備考	

(注) 受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。

【参考】個人情報保護関係規定 (個人情報取扱事務委託基準など)

<http://www.lan.pref.osaka.jp/101300/kojinjoho/index.html>

[府政情報室 庁内 HP]

※本遵守事項は、「情報システムの開発等において事業者が遵守すべき事項について(第四版)」(行政DX企画課作成)を参考に作成しています。一般的な業務を想定して整理していますので、業務内容に応じた適切な内容としてください。具体的な項目設定にあたっては、国家サイバー統括室の「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル(SBD マニュアル) 対策要件集」なども参考にしてください。

情報セキュリティに係る指定管理者が遵守すべき事項

1 全体事項

乙は、当該管理運営業務の履行にあたり、業務システムやパソコン、ホームページなどの運営に常に情報セキュリティリスクが存在することを認識し、以下の内容を本府との間で整理し、決まった内容を遵守するとともに、再委託を行う場合には、再委託先(再々委託先も同様)にも遵守するよう指示をお願いします。

- (1) 仕様書等に記載された情報セキュリティ要件の遵守
- (2) 個人情報等の漏えい防止のための技術的安全管理措置に関する取り決め
- (3) 乙の責任者、委託内容、作業者の所属、作業場所の特定など体制・役割の明確化と甲との共有
- (4) 提供される品質や成果等に関する水準(サービスレベル)保証
- (5) アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法の明確化など、情報のライフサイクル全般での管理方法
- (6) 従事者に対する教育の実施
- (7) 甲が提供する情報の目的外利用及び乙以外の者への提供の禁止
- (8) 業務上知り得た情報の守秘義務
- (9) 再委託等に関する制限事項の遵守
- (10) 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- (11) 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
- (12) 甲による監査、検査
- (13) 甲による情報セキュリティインシデント発生時の公表

2 情報セキュリティ事故時の対応

乙は、情報セキュリティ事故の発生時に迅速に対応し、被害の拡大を防止するとともに、再発を防止するため、原則として、次に掲げる項目の遵守をお願いします。

- (1) 情報セキュリティ事故の発生により、情報システムに影響があった場合は、速やかに甲に報告し、回復処置を講じること。
- (2) 情報セキュリティ事故発生を想定し、次に掲げる項目について検討し取りまとしておくこと。
 - ア 考え得る事故に対する対応方法
 - イ 履歴及びこれに該当する証拠物件の収集及び保管
 - ウ システム回復手順
- (3) 情報セキュリティ事故の対応に関する検討内容を必要に応じて見直すこと。
- (4) 情報セキュリティ事故からの回復後に、情報システムの正常動作を確認し、甲へ原因や影響範囲の調査結果、回復方法及び再発防止策について報告すること。